

相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 27 年 6 月

福島ガス発電株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所等	1
(4) 縦覧期間等	1
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	2
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	2
(1) 意見書の提出期間	2
(2) 意見書の提出方法	2
(3) 意見書の提出状況	2

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と

これに対する事業者の見解	3
--------------	---

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下、「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及び要約書を公告の日から起算して1月間の縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成27年5月8日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成27年5月8日（金）付けで、次の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。〔別紙1参照〕

- ・福島民報（朝刊29面）
- ・福島民友（朝刊25面）

② 上記の公告に加え、以下の「お知らせ」を実施した。

- ・自治体及び当社ホームページへの掲載
 - a. 福島県ホームページに平成27年5月8日（金）から掲載〔別紙2参照〕
 - b. 当社ホームページに平成27年5月8日（金）から掲載〔別紙3参照〕

(3) 縦覧場所等

自治体庁舎3箇所にて縦覧を実施した。

また、当社ホームページにおいてインターネットの利用により公表した。

① 自治体庁舎

- ・福島県庁 生活環境部環境共生課 西庁舎8階（福島市杉妻町2-16）
- ・相馬市役所 生活環境課 本庁舎1階（相馬市中村字大手先13）
- ・新地町役場 町民課 庁舎1階（相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田30）

② インターネットの利用による公表

- ・当社ホームページ上に方法書及び要約書を公表した。

<http://www.f-gp.co.jp>〔別紙4参照〕

(4) 縦覧期間等

平成27年5月8日（金）から平成27年6月8日（月）までとした（土曜日・日曜日を除く）。縦覧時間は、各縦覧場所とも9時00分から17時00分までとした。

なお、インターネットの利用による公表については、平成27年5月8日（金）から意見書の提出期限となる平成27年6月22日（月）まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者名簿記載者数	9名
(内訳)・福島県庁 生活環境部環境共生課	0名
・相馬市役所 生活環境課	2名
・新地町役場 町民課	7名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

説明会の開催の公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

開催日時	開催場所	来場者数
平成27年5月21日(木) 18時30分から19時40分まで	新地町農村環境改善センター 大集会室 (相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田40-1)	39名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成27年5月8日(金)から平成27年6月22日(月)(縦覧期間及びその後2週間)まで受け付けた。なお、郵送受付は当日消印有効とした。

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見は、次の方法で受け付けた。

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函(縦覧期間)
- ② 当社への郵送による書面の提出(縦覧期間及びその後2週間)

意見書の提出方法は、公告及び当社ホームページ上へ掲載するとともに、説明会においても来場者へ説明を行った。

意見書の用紙〔別紙5参照〕は、縦覧場所に備え付けるとともに当社ホームページ上から入手できる方法とした。

(3) 意見書の提出状況

提出された意見はなかった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づいて、事業者に対して意見書の提出により述べられた環境の保全の見地からの意見はなかった。

「環境影響評価法」第9条及び「電気事業法」第46条の6第1項の規定に基づく、方法書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解はない。

日刊新聞紙に掲載した公告内容
(福島民報、福島民友)

○ 平成 27 年 5 月 8 日 (金) 掲載

お知らせ

環境影響評価法に基づき、「相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画
環境影響評価方法書」を作成しましたので、公告いたします。
平成 27 年 5 月 8 日
福島ガス発電株式会社
代表取締役社長 石井 正一

【事業者の名称、代表者及び所在地】
名称 福島ガス発電株式会社
代表者 代表取締役社長 石井 正一
所在地 東京都千代田区丸の内一七二二

【対象事業の名称、種類及び規模】
名称 相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画
種類 ガスタービン及び火力(コンバインドサイクル発電方式)
規模 出力約六〇万千瓦×二基

【対象事業が実施されるべき区域】
福島県相馬郡新地町(相馬港四号埠頭、四号埠頭埋立工事工業
用地及び五号埠頭)

【対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】
福島県相馬市、相馬郡新地町

【縦覧公表】

一、縦覧場所
福島県庁 生活環境部環境共生課
(福島市杉妻町二二六 西庁舎八階)
相馬市役所 生活環境課
(相馬市中村字大字先二三 本庁舎二階)
新地町役場 町民課
(相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田三〇 庁舎一階)

二、縦覧期間
平成 27 年 5 月 8 日(金)から平成 27 年 6 月 8 日(月)まで
十日は除く。

三、縦覧時間
午前九時〇〇分から午後五時〇〇分まで

四、インターネットによる公表
福島ガス発電株式会社ホームページにおいても平成 27 年 5 月
8 日(金)から平成 27 年 6 月 2 日(月)まで環境影響評価方法
書をご覧いただけます。(http://www.fgas.co.jp)

五、意見書の提出
環境影響評価方法書について環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの用紙等に記入のうえ、備え付けの意見箱へ縦覧期間中に投函していただくか、郵送により七に示す期限に到着するよう、八に示す提出先までお寄せ下さい。

六、意見書の記載事項
イ、意見書の提出の対象である環境影響評価方法書の名称、口、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
ハ、環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの意見(ご意見は、日本語により理由を含めて記載してください。)

七、意見書の提出期限
平成 27 年 6 月 2 日(月)当日消印有効

八、意見書の提出先及びお問い合わせ先
〒100-0005
東京都千代田区丸の内一七二二
福島ガス発電株式会社
TEL 〇三六六八七二二九
(土日を除く、午前九時から午後五時まで)

※意見書に記載される個人情報(本件についてのみ使用し、それ以外の目的には、切使用いたしません)

一、説明会を開催する日時及び場所
平成 27 年 5 月 2 日(木)
午後六時三〇分から午後八時三〇分まで
新地町農村環境改善センター 大集會室
(相馬郡新地町谷地小屋字樋掛田四〇一)

お問い合わせ先
福島ガス発電株式会社
TEL 〇三六六八七二二九
(土日を除く、午前九時から午後五時まで)

福島県ホームページに掲載したお知らせ

○ 平成 27 年 5 月 8 日（金）から掲載

福島県 Fukushima Prefecture Future From Fukushima

ふくしまから始めよう。 はじめての方へ Foreign language サイトマップ

文字の大きさ 拡大 標準 色を変える 白 黒

検索

組織でさがす カレンダーでさがす

くらし・環境 震災・復興 防災・安全 子育て・医療・福祉 観光・文化・教育 しごと・産業 県政情報

現在地 [ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > 環境影響評価図書の公告・縦覧等について

環境影響評価図書の公告・縦覧等について

[Tweet](#) [印刷用ページを表示する](#) 掲載日: 2015年5月8日更新

事業名	対象事業の種類	事業者等	図書の種類	公告日	縦覧等
相馬港天然ガス発電所(仮称)設置計画	火力発電所設置事業	福島ガス発電株式会社	環境影響評価方法書	平成27年5月8日(金)	事業者のHPへリンク

このページに関するお問い合わせ先

環境共生課 環境影響評価担当
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16 Tel: 024-521-7250 Fax: 024-521-7927 [お問い合わせはこちら](#)

○ 平成 27 年 5 月 8 日（金）から掲載

当社ホームページに掲載したお知らせ内容(1)

平成 27 年 5 月 7 日

各 位

会社名 福島ガス発電株式会社
 代表者名 代表取締役社長 石井 正一
 問合先責任者 山岸 慎之介
 電話番号 03-6268-7129

「相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価方法書」の
 縦覧ならびに説明会の開催について

福島ガス発電株式会社（以下、「当社」）は、相馬港天然ガス発電所(仮称)設置につきまして環境影響評価法に基づき、火力発電所建設計画に伴う「環境影響評価方法書」を作成し、本日、経済産業大臣へ届け出るとともに、福島県知事、相馬市長、新地町長へ送付しましたのでお知らせいたします。

本事業は高効率の約 120 万 kW のガスタービン複合発電設備を、相馬港 4 号埠頭に建設する相馬 LNG 基地の隣接地に設置するものです。本方法書につきましては平成 27 年 5 月 8 日（金）から 6 月 8 日（月）までの期間、関係する行政機関での縦覧に供するとともに、当社ホームページにて公表いたします。

また、縦覧期間中の平成 27 年 5 月 21 日（木）に、本方法書についての説明会を行います。

【発電所の計画概要】

名 称： 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
 原動力の種類： ガスタービンおよび汽力（コンバインドサイクル方式）
 出 力： 約 120 万 kW（約 60 万 kW×2 基）
 燃 料： 天然ガス
 所 在 地： 福島県相馬郡新地町
 （相馬港 4 号埠頭、相馬港 4 号埠頭埋立工事工業用地および 5 号埠頭）
 運転開始時期： 1 号機 2020 年（平成 32 年）1 月（予定）
 2 号機 2020 年（平成 32 年）4 月（予定）

【縦覧について】

縦 覧 期 間： 平成 27 年 5 月 8 日（金）から平成 27 年 6 月 8 日（月）まで
 ただし、土曜日、日曜日は除きます。
 縦 覧 時 間： 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
 縦 覧 場 所： 福島県庁 生活環境部環境共生課 西庁舎 8 階
 [福島市杉妻町 2 - 16]
 相馬市役所 生活環境課 本庁舎 1 階
 [相馬市中村字大手先 13]
 新地町役場 町民課 庁舎 1 階
 [相馬郡新地町谷地小屋宇樋掛田 30]

当社ホームページに掲載したお知らせ内容(2)

インターネットでの公表： 方法書、要約書、あらまは、平成 27 年 5 月 8 日（金）から平成 27 年 6 月 22 日（月）までの間、当社ホームページでもご覧いただけます。

[＜方法書等はこちらでご覧になれます＞](#)

意見書の提出について： 環境影響評価方法書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見用紙（縦覧場所に備付もしくはダウンロード）にご記入のうえ、縦覧場所の意見箱に投函いただくか、またはお問い合わせ先の住所へ書面にてご意見をお寄せください。

【意見書の様式(PDF 形式)】

<http://www.fgp.co.jp/pdf/iken.pdf>

【意見書の様式(WORD 形式)】

<http://www.fgp.co.jp/pdf/iken.doc>

提出期限：平成 27 年 6 月 22 日（月）（当日消印有効）

【説明会について】

開 催 日： 平成 27 年 5 月 21 日（木）
開 催 時 間： 午後 6 時 30 分から午後 8 時 30 分まで
開 催 場 所： 新地町農村環境改善センター 大集会室
[相馬郡新地町谷地小屋宇樋掛田 40 - 1]

お問い合わせ先： 〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1 丁目 7 番 12 号
サピアタワー
福島ガス発電株式会社
電話：03-6268-7129（平日 午前 9 時から午後 5 時まで）

以 上

当社ホームページに掲載した方法書の内容

○ 平成 27 年 5 月 8 日（金）から平成 27 年 6 月 22 日（月）まで掲載



相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画
環境影響評価方法書

ホーム > 相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画 環境影響評価方法書

閲覧に関する留意事項

※公表期間：平成27年5月8日（金）から平成27年6月22日（月）までご覧いただけます。

※環境影響評価方法書及び環境影響評価方法書（要約版）は印刷が不可となっており、また、公表期間終了後はご覧いただくことができません。

※掲載データはMicrosoft Internet Explorerにてご覧下さい。

環境影響評価方法書

表紙・目次

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 

第2章 対象事業の目的及び内容 

第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況（自然的状況） 

第3章 対象事業実施想定区域及びその周囲の概況（社会的状況） 

第4章 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果 

第5章 計画段階環境配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解 

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法 

第7章 計画段階環境配慮書に対する関係地方公共団体の長の意見及び一般の意見並びに事業者の見解 

第8章 発電設備等の構造若しくは配置、事業を実施する位置又は事業の規模に関する 事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容 

環境影響評価方法書（要約書）

環境影響評価方法書（要約書） 

環境影響評価方法書（あらし）

環境影響評価方法書（あらし） 

